

## 佐賀駅前交流広場の使用について<ルール>

2023/7/3 改正

### 1. 佐賀駅前交流広場の使用について

#### (1) 貸出について

佐賀駅前交流広場は、佐賀駅を訪れる多くの方に心地よい時間を過ごしてもらおう空間を創造することで、県内最大の交通結節点である佐賀駅周辺の人の流れを近隣地域へと誘導し、中心市街地の賑わいを再生するとともに、市内の集客交流の活性化を図ることを設置目的としています。

広場の利用にあたっては、「佐賀駅前交流広場利用等許可申請書」（以下、「利用許可申請書」という。）の提出が必要です。

なお、広場の貸出しは設置目的に合致したイベント等を優先することとし、以下に該当する場合については、貸出しできません。

- ① 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき
- ② 広場や施設を著しく汚す又は壊すおそれがあると認められるとき
- ③ 広場及びその周辺の通行を著しく制限すると認められるとき
- ④ 通行人その他の利用者へ危害を及ぼすおそれがあると認められるとき
- ⑤ 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき
- ⑥ 広場の管理上支障があると認められるとき
- ⑦ 特定の団体の主義主張であると認められたとき
- ⑧ 個人での利用と認められたとき

#### (2) 貸出区域

広場全面：2区域（大屋根スペース＋大屋根前広場）＊広さ 2,625 m<sup>2</sup> ※植栽帯を含む

大屋根スペース：1区域 ＊広さ 380 m<sup>2</sup>、タテ／ヨコ約 18m

大屋根前広場：1区域 ＊大屋根スペースを除く広場全面

別添「貸出区域図」参照（貸出区域以外の場所の貸出しはできません）

#### (3) 利用期間

1日または時間単位の貸出となります。また、連続で利用する場合は原則最長7日となります。

#### (4) 利用時間

8時から22時（ただし、設営撤去を含む）

＊利用時間外のご利用は、相談に応じます。

## (5) 設備の利用

広場には散水栓が4箇所設置されており、イベント等に利用することができます(有料)。ただし、排水設備はありません。なお、電力については、利用者自身で発電機などの準備が必要となります。一部利用は可能です(有料)。

## (6) 営利利用と非営利利用

広場の利用形態には「営利利用」と「非営利利用」があり、それぞれで利用料金が異なります。

営利利用：飲食物や物品の陳列・販売、プロモーション等、営利を目的とした利用

非営利利用：集会や発表会など営利を目的としない利用

## 2. 予約情報の公開について

佐賀駅前交流広場の予約状況やイベント内容は、佐賀駅前交流広場ホームページのイベントカレンダーでの公開情報とします。

ただし、公開する内容については、申請書(企画書等の添付資料を含む)に記載されているイベント内容、イベント名とします。

情報公開の時期については、申請書を受理した時点から必要に応じて公開することとなります。

## 3. 広場の利用方法について

### I 広場の仮利用予約について

広場を利用するには、事前に仮予約をすることができます。

#### 仮予約の手続き

仮予約は、駅前広場ホームページの予約・空き状況から、空き状況の確認を行い、手続きを行ってください。

仮予約専用のサイト(<https://reserva.be/sagaekimae>)より利用内容の詳細を入力し、送信してください。

後日、利用許可申請を行うフォームを管理者よりお送りします。

必要に応じて、管理者との事前打ち合わせをお願いする場合があります。

\* 電話や窓口でも広場の空き状況を確認することができます。

仮予約が可能となる時期は、広場の利用形態によって変動します。

- ・広場の全面を占有する場合・・・利用予定日の12ヶ月前から
- ・広場の一部分を占有して利用する「部分利用」の場合・・・利用予定日の6カ月前から
- ・一部の時間のみ占有して利用する「時間利用」の場合・・・利用予定日の6カ月前から
- ・広場を占有せずに一部分を利用する「非占有」の場合・・・利用予定日の6カ月前から

### II 利用許可申請書の提出について

#### (1) 利用許可申請書について

①広場を利用するには、利用許可申請書を提出する必要があります。

利用許可申請書は利用予定日の 6 カ月前から提出することができます。

利用予定日の 6 カ月より以前に仮予約をされたお客様は、6 ヶ月前になった時点で利用許可申請書を提出してください。

申請フォームにイベント概要等の添付と詳細情報を入力することにより、利用許可申請書を提出したものとします。（利用許可申請書の提出は、窓口への持参や、郵送でも可とします。）

※「イベント概要等」とは、「企画書」、「配置図」、「許可証の写し（仮設飲食店営業など）」、「ビラ等の配布がある場合はその写しもしくは写真」、「その他ステージスケジュール等の参考資料」となります。

※仮予約をされた方でも、利用許可申請書の提出がない場合は、他の団体の利用申請を優先する場合がありますので、速やかに提出をお願いします。

#### <利用申請フォーム例>

▽貸出区域を 1 区域以上占用する場合

<https://forms.gle/T4sbjR8uzzT6G86d8>

▽キッチンカーや移動式販売など、広場の一部分のみを占有する場合

<https://forms.gle/Mz43GRh6Kc16xEgh8>

▽什器備品など、特に設置をしない場合

<https://forms.gle/DC3G6ywtFJk3CAAscA>

上記のサイトは利用申請の例ですのでこちらのサイトより入力されても申請は受け付けません。

#### ②事前打ち合わせについて

利用の前に、電話やメール、対面などによる事前の打ち合わせが必要です。

（非営利利用で、テント設置などが無い場合など軽微なもので管理者が必要無いと判断した場合は除きます。）

なお、管理者からの打ち合わせの求めに応じていただけない場合は、予約をキャンセルすることがあります。

#### ③審査

提出された利用許可申請書について、基準等に照らし、内容の確認を行います。

審査は管理者で行い、その結果を利用者に通知します。

審査の結果、許可に際し内容の修正や条件が付く場合や、内容によっては許可できない場合があります。

#### ④利用料の入金

利用料については、審査の結果の通知の日から 5 営業日以内に所定の方法で入金してください。

管理者側で入金を確認できた場合に、利用を許可するものとします。

#### ⑤領収書および許可書の発行

利用料の入金を確認できた時点から、領収書および許可書の発行を行います。

#### ⑥現地立会いについて

広場の利用前と利用後に現地の状況確認のための立会いが必要となりますので、利用前及び利用後の状況確認日の設定をしてください。

## (2) 利用日等の変更及び取下げについて

### ①利用日等の確定後の変更について

利用日等が確定した後に変更を希望する場合は、「佐賀駅前交流広場等許可（変更・取消し）申請書」（以下「許可変更申請書」という）を速やかに提出していただきます。

なお、許可変更申請あたっては、変更しようとする日時の空き状況を確認したうえ、専用の申請フォームに必要事項の入力を行ってください。

こちらの提出を持って、許可変更申請書を受理したものとし、5 営業日以内に変更の手続きを行います。

#### <許可変更申請フォーム>

▽貸出区域を 1 区域以上占用する場合はこちらから

<https://forms.gle/YfwhJCq26gteBgAeA>

▽キッチンカーや移動式販売など、広場の一部分のみを占用する場合はこちらから

<https://forms.gle/h2ndHmsmsP86r5k16>

▽什器備品など、特に設置をしない場合はこちらから

<https://forms.gle/ZUiAw9CnBSKDGbuEA>

ただし、変更手続きの間に、変更しようとする日時の予約が埋まってしまった場合には、別の日時に再度許可変更申請の手続きを行っていただきます。変更が完了したら、利用者に許可書を発行します。

なお、下記の期間は予約の変更はできません。

・利用予定日の前 1 ヶ月間

### ②利用日等確定後の取下げについて

利用日等が確定した後に取下げの場合は、「許可変更申請書」を速やかに提出してください。

なお、許可変更申請あたっては、こちらの申請フォームに必要事項の入力を行ってください。

こちらの提出を持って、許可変更申請書を受理したものとし、5 営業日以内に取下げの手続きを行います。

#### <許可取り下げ申請フォーム>

▽貸出区域を 1 区域以上占用する場合はこちらから

<https://forms.gle/HP4WoV7bhFht54H97>

▽キッチンカーや移動式販売など、広場の一部分のみを占用する場合はこちらから

<https://forms.gle/788xEHz43EFQSZQ29>

▽什器備品など、特に設置をしない場合はこちらから

<https://forms.gle/Wmpuq9D6dKYoUVck9>

利用日等を取下げた場合は、取下げた日を含み原則再予約はできません。

また、入金された利用料の返還は原則できません。

## (3) 利用日等の取消しについて

利用日等が確定した後であっても、下記に該当すると判明した場合は、予約を取消しすることがあります。

- ① 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき
- ② 広場や施設を著しく汚す又は壊すおそれがあると認められるとき
- ③ 広場及びその周辺の通行を著しく制限すると認められるとき
- ④ 通行人その他の利用者へ危害を及ぼすおそれがあると認められるとき
- ⑤ 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき
- ⑥ 広場の管理上支障があると認められるとき
- ⑦ 台風や大雨、火災など、安全上の問題が著しく認められるとき
- ⑧ 管理者が、利用者に事前の打ち合わせを求めたのに対してこれに応じなかったとき

利用日等の取消しを受けた場合は、取消を受けた日を含む再予約はできません。

また、入金された利用料の返還は原則できません。

ただし、上記例⑦のように、利用者の責めに帰すべき事由ではないと管理者が判断した場合には、この限りではありません。

#### 4. 利用基準について

##### (1) 景観への配慮について

佐賀駅前交流広場は、佐賀市の玄関口であり、市内外から多くの来街者が訪れる場所であることから、広場の利用にあたっては十分に景観へ配慮してください

##### (2) 車両の乗入れ及び資材等の搬入搬出について

- ① 4t 以上の車両を広場に乗入れる場合は、タイヤが直接路面に接しないようにコンパネ等で養生を行ってください。
- ② 広場内に乗入れることができる車両の重量は、積載荷重を含み 8 t 未満とします。
- ③ 車両の進入については
- ③ 広場内の車両の通行については、誘導員を配置する等、歩行者の安全を十分に確保してください。
- ④ 資材等の搬入搬出の際は、樹木、植栽、照明、ベンチ、路面等の広場内施設が汚れたり破損したりしないよう十分な措置を行ってください。
- ⑤ ベンチ、植栽の上は、車両の通行はできません。
- ⑥ ベンチ、植栽の上は、駐車、停車、資材等の仮置きはできません。
- ⑦ 搬入搬出等に必要な車両については、利用者において駐車場を確保するものとし、資材等の積込下ろし時間以外は広場内に駐車はできません。

##### (3) 持ち込み資材の設営撤去について

- ① 持ち込み資材とは、テント、コンテナ、テーブル、イス、看板、発動発電機、ゴミ箱、仮設トイレ、ステージ、スピーカー及びそれらを固定または支えるおもり等、広場に持ち込む設営・配置に必要なものすべてをいいます
- ② テント等の設営にあたっては、樹木、植栽、照明、ベンチ、路面等の広場内施設が汚れたり破損したりしないよう

十分な措置を行ってください。破損や汚損が確認された場合、利用に起因することが明らかな場合は、補修費を請求することがあります。

③ベンチ、植栽の上は、資材等を置いたり、テント等を設置することはできません

④テント等は路面等が破損しないよう、必要に応じてコンパネ等で養生を行い設置してください。ただし、パイプ椅子や折り畳み机等の軽量かつ簡易なものを除きます。

⑤利用内容により、広場の路面及び施設が汚れる恐れがあるときは汚れないような措置を取ってください。

⑥発動発電機等の排気を伴う設備や車両の配置については、樹木や植栽、歩行者に排気がかからないよう処置をしてください。

⑦照明や樹木には、はり紙や看板の設置、防護柵等の設置やロープの巻付け等はありません。

⑧テント等の配置については、下記の「配置基準」を遵守し、安全で快適な歩行者動線を確認するとともに、広場利用者が閉塞感を感じないレイアウトとし、会場内を歩行者が通り抜けできるものとしてください。

⑨歌唱・演奏イベントの利用については、イベント実施時間を原則 21 時までとします。音響資材を伴う大音量や振動を伴う過度な重低音を発さないでください。

#### 【配置基準】

・広場内に設置されている点字ブロックの周辺は 2 メートルの通行帯を確保し、歩行者の通り抜けに支障がないような配置としてください。利用当日の来場者等の整理についても同様です。

#### (4) 広場の清掃について

①利用期間中及び利用終了後は広場内のゴミ拾い等の清掃を行ってください。

②貸出区域内の広場施設や路面の汚れについては、利用者の責任において清掃してください。特に飲食を伴う場合は、利用者による汚れはもとより、利用者の食べこぼし等による汚れについても利用者の責任において清掃してください。

#### (5) 火気の取扱について

①火気の使用については、原則としてテント又はキッチンカーなど三方囲い内での使用に限るものとします。

②火気使用時は、周囲へ火の粉やすず、油などが飛び散らないようにすることとし、直火での使用はできないものとします。なお、破損や汚損が確認された場合、利用に起因することが明らかな場合は、補修費を請求することがあります。

③当広場は路上喫煙禁止区域です。関係者・入場者への周知徹底をお願いします。

#### (6) 関係法令の遵守及び関係機関との調整について

①利用に係る関係法令の遵守は利用者の責任において対応してください。

②飲食物の提供及び火気を使用する行為については、関係法令等に基づき保健所、消防署への手続きを 1 週間前までに行い、利用日まで許可書の写し、若しくは届出書や確認済書等の写しを提出してください

③音楽イベント等の大きな音が発生する行為の場合は、広場に隣接する周辺店舗等へ必ず事前連絡を行い十分な調整を行ってください。

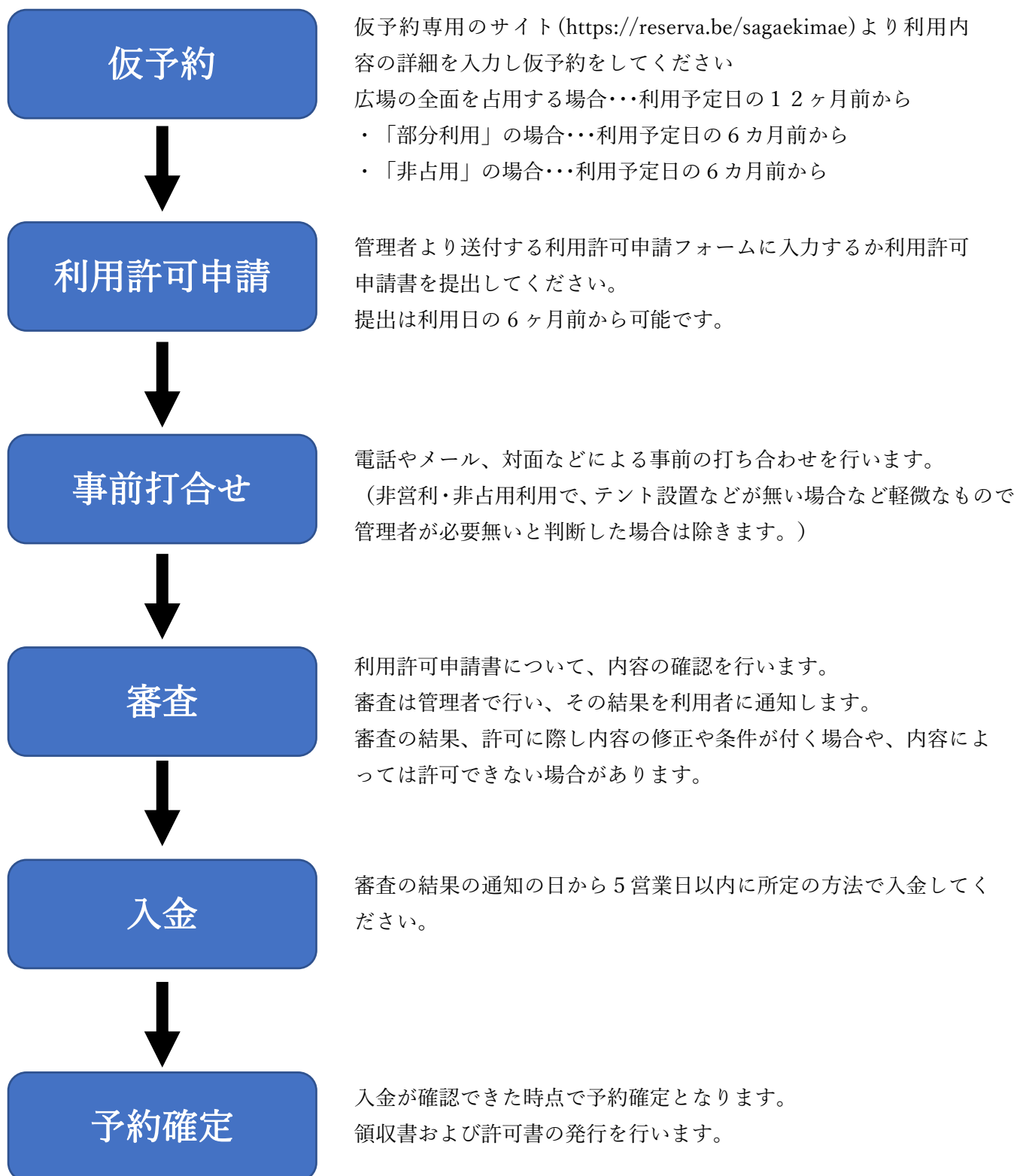
(7) 飲食を伴う利用に係るゴミ箱について

広場内にゴミ箱は設置していませんので、利用者の責任において貸出区域内にゴミ箱を設置し、管理してください。

(8) その他

現地に利用責任者が必ず常駐し、利用に起因する事故や苦情等については利用者の責任において速やかに解決処理してください。傷害賠償責任保険については利用者の責任において必ず加入してください。

## 予約確定までの手順





## 貸出区域図

下图の赤線で囲っている部分が佐賀駅前交流広場の全区域となります。  
直角三角形の「大屋根スペース」と、それ以外の「大屋根前広場」の2区域で構成しています。

